

# デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令の概要

## 1. 概要

GビズID（法人共通認証基盤）は、事業者（法人・個人事業主）が1つのアカウントで様々な事業者向け行政手続システムへログインできる認証サービスである。2019年に経済産業省が運用開始し、2021年以降はデジタル庁が運用している。

行政手続の申請等でGビズIDを利用することの適法性については、現行法令上、オンラインによる申請等での本人確認に係る規定として、ID・パスワードの利用や行政機関等が定める措置が認められる旨の規定により担保されている。しかし、GビズIDの利用自体が明文化されているわけではないため、法的安定性の観点から課題がある。

このような状況を踏まえ、今般、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）の主務省令のうち、デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第三号。以下「デジタル庁単管規則」という。）を一部改正し、GビズIDの利用に係る法的安定性を向上させるものである。

## 2. 改正の内容

申請等をオンラインで行う場合の本人確認の具体的な方法は、デジタル行政推進法第6条第1項（申請等のオンライン規定）及び同条第4項（署名等代替規定）に基づき、各府省の主務省令で定められている。

デジタル庁単管規則においては、本人確認手段には電子署名及び行政機関等が定める措置を認める旨の規定が置かれている。GビズIDの利用は「行政機関等が定める措置」の解釈の範ちゅうにあることから、オンラインでの申請等においてGビズIDを利用することは現行法令下でも既に適法とされているところである。

適法性の明確化に向け、デジタル庁単管規則において、「行政機関等が定める措置」の代表例として「法人共通認証基盤（GビズID）の利用」を確認的に明文化する改正を行う。

## 3. 施行期日

本庁令は、令和8年3月6日から施行する。